

令和7年10月1日

懲戒処分公表について

令和7年9月30日付で職員の懲戒処分等を行いましたので、錦町職員の懲戒処分等の公表基準に基づき、下記のとおり公表いたします。

1. 被処分者の所属 錦町役場 20代 男性
2. 役 職 主 事
3. 処分等の種類 懲戒免職
4. 発 令 日 令和7年9月30日

5. 概 要

錦町職員互助会及び錦町職員組合の会計を担当する職員が、令和6年11月から令和7年6月にかけて、職員から集めた互助会会費及び組合費を通帳から35回にわたり不正に引き出し横領した事案が確認されました。両会計事務の引継ぎが滞っていたことから職員互助会・職員組合が調査し判明しました。なお、被害額については、令和7年9月19日付けで全額返還されており、現時点において具体的な使途については明らかになっておりません。

被害額

職員互助会費及び旅行積立	7, 251, 810円
職員組合費	4, 216, 593円
計	11, 468, 403円

6. その他

本件に係る使途調査及び刑事告訴を含む法的措置につきましては、被害者である職員互助会及び職員組合が実施・判断してまいります。

職員互助会・職員組合からは、今後、再発防止対策として、通帳、印鑑の管理体制を見直し、互助会と組合の会計を1人で行っていた体制を各1人ずつ管理することとし、四半期ごとの定期監査を行うこととしています。

町長コメント

このたび、本町職員による不正行為が発覚し、町民の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことに対し、心より深くお詫び申し上げます。

町といたしましては、今回の事案を厳粛に受け止め、全職員に対して服務規律の徹底を図り、信頼回復に全力で取り組んでまいります。